



2017年7月31日

Vol.102

目論見書

なぜ目論見書は改版されるのか？

交付目論見書は、投資判断に必要な重要事項を説明している資料のことで、投資信託を購入する前に必ず投資家に渡されます。

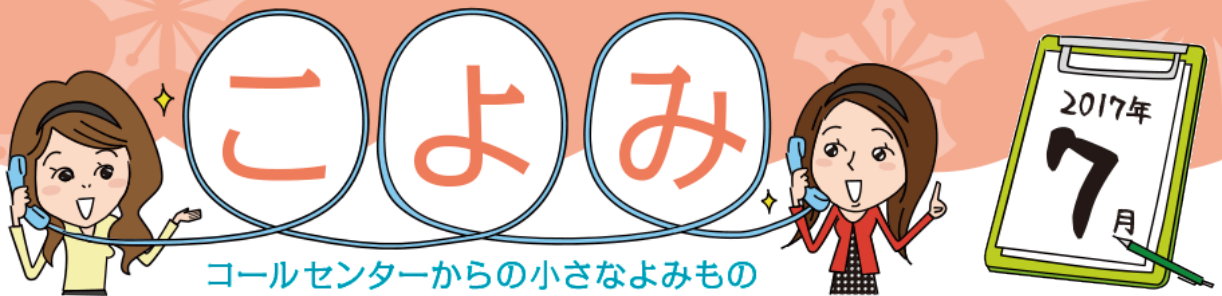
追加購入の場合でも、新たに交付目論見書を受け取るよう案内されることがあるかと思いますが、それは目論見書が改版されているからです。

では、なぜ改版する必要があるのでしょうか？
そこで今回は、目論見書の改版について押さえていただきたいと思います。



※ 上記は、公募投資信託に関する目論見書制度をご理解いただくために簡略的に説明したものです。

□当資料は、日興アセットマネジメントが投資信託の仕組みについてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。
また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。□投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。



目論見書は、購入しようとする投資信託の投資判断に必要な事を説明している資料で、「ファンドの目的・特色」「投資リスク」「運用実績」「手続・手数料等」などが記載されています。そして目論見書には、交付目論見書と請求目論見書の2種類があります。交付目論見書は、投資信託を購入する前に必ず投資家へ渡さなければならない資料ですが、請求目論見書は、投資家から請求があった際に交付されるもので、より詳細な内容が記載されています。

投資信託の募集をする際、運用会社は、有価証券届出書を財務省の地方支分部局である財務局に提出し、この内容に基づいて目論見書を作成します。有価証券届出書や目論見書には申込期間が定められており、弊社の投資信託の場合、目論見書のお申込みメモの「購入の申込期間」という項目に、有価証券届出書に基づく申込期間を記載しています。

<目論見書の記載例>

購入の申込期間

2016年10月12日から2017年10月10日までとします。

※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

追加購入が可能な投資信託の場合に、申込期間があらかじめ定められていると、それ以降は申し込めないような誤解を持たれる投資家の方もいらっしゃるかもしれませんが、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって申込期間が更新され、目論見書にも新しい期間が記載されます。

また、運用会社は、半年毎に運用状況を報告する有価証券報告書*を財務局に提出し、目論見書を改版します。

そのため、約款変更などによる商品内容の変更がなかったとしても、目論見書は原則、半年に1度改版されます。(約款変更などがあった場合には、臨時改版されます。)

*有価証券届出書なども提出されます。なお、決算が年1回の投資信託は、半期には半期報告書を提出します。

投資信託を購入する際の重要な資料である目論見書は、最新のものを確認し、十分に内容を理解した上で購入することが大切です。



nikko am



コールセンター

0120-25-1404

営業時間 平日 9:00~17:00

※ 上記は、公募投資信託に関する目論見書制度をご理解いただくために簡略的に説明したものです。

□当資料は、日興アセットマネジメントが投資信託の仕組みについてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。□投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。